

令和6年度 第5回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年8月8日(木) 午後1時30分から午後2時00分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第31号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第32号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について
- 報告第20号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第21号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第22号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第23号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第5回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において今野正章委員、寺島あつ子委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は14名中14名の出席でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第23号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第18号から第22号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第18号は、申請地は中区田園で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は519平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第19号は、申請地は中区辻之で市街化調整区域内にあり、周辺は、田畑、宅地及び農道に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計2,263平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第20号は、申請地は東区八下町1丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は697平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第21号は、申請地は美原区黒山で市街化調整区域内にあり、周辺は田、水路及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,104平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第22号は、申請地は西区菱木4丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田、雑種地、宅地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計898平方メートルで現在ハウス及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請につ

いて」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第2号について、ご説明いたします。

受付番号第2号は、自己転用するものです。申請人は美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の畑1筆、面積は249平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、申請人は、現在子世帯と同居していますが、生活時間が異なり支障が出ているため、農家住宅を建築し農業に精励するものです。

申請人の市街化調整区域内耕作面積は3,208平方メートル、年間耕作日数は120日です。

申請は令和6年7月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水枡を設置し、南側市道の汚水本管に接続します。雨水については敷地内に雨水枡を設置し南側の既設道路側溝に放流する計画です。周囲にはブロック3段から5段積の計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第10号から第12号をご説明いたします。

まず、受付番号第10号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が北区南長尾町3丁で一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人で、申請地は北区中村町の田2筆、面積は合計978平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、タクシー事業を開始するにあたり、現在使用する駐車場では手狭なため、交通の利便性が高く規模が適当な本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年7月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、土地の傾斜を利用し西側道路側溝から水利組合管理水路に放流する計画です。周囲にフェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第11号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。被設定人は西区鳳中町6丁に居住する会社員2名で、申請地は南区稲葉1丁の田1筆、面積は246平方メートルのうち184.24平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在居住する賃貸住宅が手狭なため、実家の隣にある本申請地を使用貸借し、分家住宅を建築するものです。

申請は令和6年7月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、敷地内に汚水桝を設置し、東側道路の汚水管に接続する計画です。雨水については、敷地内に雨水桝を設置し、東側道路の側溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第12号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は西区太平寺で建設業を営む法人で、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計581平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により現在利用している資材置場が手狭となったため、隣接にある本申請地を譲り受け、露天資材置場を拡張するものです。

申請は令和6年7月26日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、発生いたしません。雨水については、一部は自然浸透、一部は新設の雨水桝から西側水路に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロックを2段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨をご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第29号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第29号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第5号から第7号をご説明いたします。

まず、受付番号第5号は、申請人が中区東山に居住する農業者で申請地は中区東八田の畑1筆、面積は961平方メートル、現在野菜の状態です。

次に、受付番号第6号は、申請人が中区東山に居住する会社員兼農業者で申請地は中区東山と中区平井の田畑4筆、面積は合計3,410平方メートル、現在保全管理中、野菜、果樹及び水稻の状態です。

次に、受付番号第7号は、申請人が北区長曾根町に居住する会社員兼農業者で申請地は北区長曾根町、金岡町、中村町の田4筆、面積は合計2,803平方メートルのうち2,641.80平方メートル、現在野菜、果樹及び保全管理中の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第43号から第50号をご説明いたします。

まず、受付番号第43号は、申請地は美原区菅生の田4筆、面積は合計1,208平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第44号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は740平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第45号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,034平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第46号は、申請地は西区草部の田1筆、面積は1,504平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第47号は、申請地は南区富蔵、南区鉢ヶ峯寺の田4筆、面積は合計5,314平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第48号は、申請地は南区檜尾の田1筆、面積は866平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第49号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は424平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借となっています。

次に、受付番号第50号は、申請地は南区片蔵の田1筆、面積は622平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借となっています。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第31号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第31号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第51号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

受付番号第51号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は1,170平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第32号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第32号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、農園開設主体が大阪府中央区釣鐘町2丁目で不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は美原区太井の田2筆、面積は合計1,275平方メートルで、堺市及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が使用貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は9区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第20号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第23号「農地の地目変更

登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第20号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第23号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第20号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は11件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第21号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第22号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第7号は申出者が本人で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第8号は、申出者が夫で主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第9号は、申出者が妻で主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第23号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。まず、受付番号第14号は、申請地が中区陶器北の田1筆で面積は71平方メートル、現況は住宅、経過年数は60年以上、次に受付番号第15号は、申請地が南区高尾3丁の畑4筆、面積は合計1,093.24

平方メートル、現況は事務所、駐車場、経過年数は35年以上、次に受付番号第16号は、申請地が南区高尾1丁の畑1筆、面積は477平方メートル、現況は雑木林一部通行路、経過年数は35年以上、次に受付番号第17号は、申請地が南区檜尾の田畑2筆、面積は合計623平方メートル、現況は住宅、経過年数は70年以上、次に受付番号第18号は、申請地が南区片蔵の田1筆、面積は85平方メートル、現況は原野、経過年数は15年以上、次に受付番号第19号は、申請地が南区豊田の畑1筆、面積は497平方メートル、現況は住宅、経過年数は40年以上、次に受付番号第20号は、申請地が南区野々井の田4筆、面積は合計921平方メートル、現況は貸ガレージ車庫・重機等置場・事務所・資材置場・車両展示置場、経過年数は35年以上、次に受付番号第21号は、申請地が南区野々井の田2筆、面積は合計47平方メートル、現況は店舗、経過年数は20年以上です。いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第5回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第26号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第27号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第28号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第29号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第30号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第31号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第32号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第20号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第21号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第22号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第23号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 比 尻 芳 子

委 員 寿 島 あ 子

委 員 今 野 正 章